記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「牧口先生」　北野英明　左記三①の利用につき五、一三五、〇〇〇円　左記三②の利用を行う場合、五〇〇部単位につき三九、五〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区一番町六　一番町ＳＱＵＡＲＥ　株式会社潮出版社（代表取締役社長　南晋三）

三　利用方法

①　複製し、公衆に譲渡する。（全十三巻（各巻七九〇円（本体価格）、平成二十五年六月から順次発行予定、各巻五、〇〇〇部発行予定））

②　①に追加して、公衆に譲渡することを目的として複製する場合には、五〇〇部単位とする。なお、供託については差しとにできることとする。

右記三②の利用については、裁定のあった日から五年以内に限るものとし、その期間を過ぎた場合は再度裁定を受けるものとする。

○文化庁告示第四十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年六月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年八月二十九日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　京都府京都市左京区岩倉南桑原町五十六　株式会社世界思想社教学社（代表取締役　高島照子）

三　利用方法　出版用教材（別表参照）において、複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　二二九、六九八円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物							利用方法及び補償金の額	
番号	題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（大学入試英語問題の区分）				利用方法（複製・翻訳・譲渡）	補償金の額（税込・単位：円）
			大学名	年度	方式等	問題番号	教材名	
1	不明	不明	大阪大学	1993	前期日程	1—(A)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
2	不明	不明	大阪大学	1993	前期日程	5—(A)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
3	不明	不明	大阪大学	1994	前期日程	5—(A)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
4	不明	不明	大阪大学	1994	前期日程	5—(B)(イ)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
5	不明	不明	大阪大学	1995	前期日程	5—(B)(ロ)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
6	不明	不明	大阪大学	1996	前期日程	5—(B)(ロ)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
7	不明	不明	大阪大学	1997	前期日程	1—(A)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
8	不明	不明	大阪大学	1997	前期日程	4—(B)(イ)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
9	不明	不明	大阪大学	1998	前期日程	1—(A)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
10	不明	不明	大阪大学	1998	前期日程	1—(B)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
11	不明	不明	大阪大学	1998	前期日程	2	阪大の英語20カ年［第４版］	6,558
12	不明	不明	大阪大学	1999	前期日程	1—(B)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
13	不明	不明	大阪大学	1999	前期日程	4—(A)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100
14	不明	不明	大阪大学	1999	前期日程	4—(B)(イ)	阪大の英語20カ年［第４版］	2,100